

告
示

埼玉県告示第五百十五号

ときがわ町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和八年七月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

			調査を行った成果の調査を行った認証	た者の名称時期名称地区年月日	ときがわ町
	令和七年度地籍簿一冊 西平の一部） 二十九日	令和六年度地籍図四十枚 西平四地区（大字 令和八年六月			